

インボイス(適格請求書)発行事業者の登録受付が令和3年10月より始まります!

消費税インボイス制度の概要と令和3年税制改正のポイント

～消費税インボイス制度や令和3年税制改正に伴う実務対応～

令和5年10月からの「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」導入に先駆け、インボイス（適格請求書）を発行するために必要な適格請求書発行事業者登録申請が本年10月より受付開始となります。

適格請求書発行事業者としてインボイスを発行する際は、現在発行している請求書等の見直しが必要となるほか、本制度のもとで仕入税額控除を適用するには「インボイスの保存」が必要となるため、インボイス制度の導入はすべての事業者（特に免税事業者の方）に対して大きな影響を及ぼします。

村松商工会では、こうした税務課題に対応するため、消費税インボイス制度への対策や令和3年税制改正の対応等実務のポイントについて、事例なども交えながらわかりやすくお伝えします。

インボイス制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

インボイス（適格請求書）の記載例

請求書	
○○御中	株△△(T 1234…)
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円	
合計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※	は軽減税率対象

- 【記載事項】**
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

日 時

令和3年
9月22日水
午後2時～午後3時30分

会 場

村松商工会 2階大会議室
(五泉市村松乙245)

定 員

先着30名

(新型コロナウイルス感染症対策の観点
から定員制とさせていただきます)

参加
無料

申込方法

9月15日(水)までにお電話か下記申込書
によりお申込みください。
Tel.0250-58-2201 Fax.0250-58-8409
URL <http://www.muramatu-net.or.jp>



講 師

税理士
中小企業診断士

たつき たいすけ

辰喜 太輔 氏

辰喜税理士事務所所長（五泉市）
税理士、中小企業診断士として日常業務にあたる傍ら、新潟県よろず支援拠点のコーディネーターとして中小企業の課題解決のための相談対応を日々行っている。創業セミナー・消費税改正セミナーの講師としても活動中。

ご参加の
皆さまへ

- 当日はマスクの着用にご協力ください。
- セミナーの実施にあたりましては、ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置等、新型コロナウイルス感染予防に努めてまいります。

9/22開催 税務セミナー参加申込書【FAX:0250-58-8409】

事業所名		電話番号	
住 所			
氏 名	①	②	

(※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者出欠確認・受講者名簿作成の目的のみに使用いたします。)